

3月と聞くと、冬を越したという実感が出てきて、まず桜前線の状況が気になります。花粉症の季節でもあります。今年の飛散量は、昨年の猛暑の影響で昨年と比べて5倍から10倍とも言われています。早めの対策をして乗り切りましょう。

そして、3月は多くの会社が年度末を迎えます。整理整頓、不要在庫の見直し時期でもありますので、いまや流行語となっている「断捨離」を実行する時でもあるのではないのでしょうか。産業廃棄物として整理するものは、まず仕分けをして社内から資源を生み出し、売却可能なものと廃棄物に区別して出しましょう。分ければ資源です。

東港金属では少量の産廃、スクラップでも処理のご相談に応じております。リサイクルパートナーとして気軽にご連絡下さい。



★羅針盤

鉄・非鉄スクラップ・市況からの3月予測

営業部 Y の考察

- 鉄スクラップ** → 考察) 2月は予想通り相場で、2,500円/トン値上がりしました。国内価格は輸出を上回っていることから上げ止まりと考えられます。3月は横ばいになるでしょう。
- 銅** → 考察) 2月相場は、リビア情勢の緊迫や原油の高騰を受け、動きが激しく一時LME10,000ドル/トンを超えましたが急落し、2月26日現在9,700ドル/トン。原油価格しだいですが、3月は多少上がるでしょう。
- アルミ** → 考察) 2月は予想通り、LME2,482ドル/トンから2月26日現在2530ドル/トンと多少の値上げに終わりました。3月も同じような調子と思われます。
- プラスチック** → 考察) 2月は予想通り原油の高騰から値上がりしました。中国輸出も堅調なため、3月も引き続き値上がりすると思われます。

2月予測の自己評価

- 鉄スクラップ ○ アルミ ○
- 銅 ○ プラスチック ○



さいゆうき
蔡遊記

(最終回)

蔡遊記も今回が最終回となってしまいました。

私が台湾から9年前に留学で来日してから今日まで、このコラムを借りて私が感じている、日本について(時には)中国について述べさせていただきました。

思い返せば、日本語学校が用意した寮の部屋の狭さにびっくりし、少し離れた学生寮に変えてもらったこと、それまで実家生活だった私には別世界のような、寮生活の新鮮な驚きからこの蔡遊記は始まりました。

日本語学校を卒業し、大学に入学してから見聞きした日本の女子大学生の日常生活や考え方に対する驚き。友人の実家である岩手県で初めて見た民芸箆箆の綺麗さや温泉の素敵なこと、でも高齢化と過疎化の進んだ町の寂しさを知り、国による文化の違いを感じたこと。また中国大陸の北京と天津へ出張したときの食文化の違いに驚いたことも述べました。

今年の初めには友人とヨーロッパに旅行いたしました。西洋の方々から見ると小柄な私達がレストランでビールを頼んだ時には、年齢を信じてもらえず訝しがられるというハプニングがあり笑ってしまいましたが、古い歴史の街々はまた独特の文化を持っていて、台湾との違いや日本との違いを肌で感じて帰りました。住む環境や歴史によって少しずつ違いが生まれ、その地独特の風習や考え方をつくるのだと思いました。

ここまで、私が感じたいろいろな違いについて述べてまいりましたが、読まれた方からの感想もいただき、このコラムを担当するという楽しい時間をいただいたことに感謝しています。

これからも台湾と日本のさまざまな違いに、時には驚き、また感激しながら過ごしていくことになるものと思います。(了)

(蔡 侑辰 東港金属(株) 営業部)

★羅針盤

産廃エキスパート(第三者評価制度)

産廃エキスパートをご存じでしょうか?

これは、廃棄物処理に係る環境リスク減少に向け、東京都が平成21年10月に全国で初めて創設し、

- ① 業界のトップランナー的業者の基準に適合した処理事業者に「産廃エキスパート」(第1種評価基準適合業者)
- ② 業界の中核的役割を担う優良事業者の基準に適合した処理事業者に「産廃プロフェッショナル」(第2種評価基準適合業者)の認定を与える制度です。

制度の概要は、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(財)東京都環境整備公社が評価・認定します。

認定基準は、評価項目(* 遵法性 * 安定性 * 先進的な取組)について処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮したより高度な取組を、書面審査・現地審査を通して総合的に評価、認定します。認定の有効期間は2年間です。

その第1回は平成22年2月10日、産廃エキスパートは107社が認定を受けました。

東港金属株式会社の認定番号は、 中間処理業 1-09-C0033
収集運搬業 1-09-B0027

認定から1年が経過し、当社にも、排出事業者様から「産廃エキスパート」の認定を受けていますか?との問い合わせが来ております。また、独自の認定ロゴマークの使用が認められておりますが、産業廃棄物業界内の情報なので、まだまだ水戸黄門の印籠ほどには認知されていないようです。

産業廃棄物の処理責任は、お客様である排出事業者様になりますので、処理業者は「産廃エキスパートに処理を依頼すれば確実」と安心してもらえるよう、もっと積極的に案内をする努力が必要だと思います。

この制度のねらいとされている

- (1) 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展
- (2) 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- (3) 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供

に向かって、廃棄物処理のすべての関係者が努力し、環境リスクを減少させたいものです。

★羅針盤

産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化
(廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令)

平成23年4月1日より施行となりました改正廃棄物処理法により(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積換え保管なし)の許可が合理化されます。

改正の概要

これまで、産業廃棄物の積込み・荷卸しを行う場所を所管する都道府県又は政令市の許可が必要でしたが、4月1日より、原則として一つの政令市を超えて(注) 収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

(注)政令市の許可が必要となる場合

※政令市の区域内で積換え保管を行う場合

※都道府県内において、一つの政令市のみで業を行う場合

例:神奈川県の場合

改正前: 5つの許可

横浜市長、川崎市、相模原市長、横須賀市長、神奈川県知事

改正後: 神奈川県知事の1つの許可

平成23年4月1日より前に県知事の許可を取得している(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者(積換えなし)は4月1日以降は、品目等県許可の事業の範囲内で県内全域において業を行うことが出来ます。